

平成 26 年 3 月 10 日

建設工事等入札参加希望者 各位

公益財団法人 大阪府文化財センター
理事長 田邊 征夫

当センター発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について

平成 25 年 9 月 2 日付でお知らせしましたとおり、当センターでは、平成 26 年 4 月から、当センターが発注する建設工事において、下記のとおり、下請負の建設事業者の社会保険の加入促進に取り組めます。

なお、社会保険とは、健康保険・厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

平成 26 年 4 月 1 日以降に公告するすべての建設工事案件について、全ての次数の下請業者の社会保険の加入状況を確認します。

未加入の建設事業者については、社会保険担当機関に通報します。

受注者には、社会保険に未加入の事業者を下請負者（第 2 次以下の下請契約の当事者を含む）としないよう努める旨の誓約書を提出していただきます。

また、下請負者の社会保険の加入状況を確認できる資料を作成し、提出していただきます。

通報は、健康保険及び厚生年金保険にあつては日本年金機構、雇用保険にあつては大阪労働局に対して行います。

問い合わせ先：

調整課

堺市南区竹城台 3 丁 2 1 番 4 号

. 0 7 2 (2 9 9) 8 7 9 1

全ての社会保険に加入している場合は、本書を提出してください。

社会保険に関する誓約書

- 1 当社は、本書の提出日において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに適法に加入していることを誓約します。
- 2 当社は、当社が受注者となったときは、加入義務があるにもかかわらず雇用保険、健康保険及び厚生年金保険法に未加入の事業者(以下「未加入者」という。)を、下請負人(第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。)としないよう努めます。

なお、下請負人において未加入者があったときは、その旨を貴センターに報告するとともに、当該下請負人が未加入である旨を貴センターが保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底します。

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

公益財団法人大阪府文化財センター理事長 様

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

本書において、雇用保険とは雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険をいいます。

最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における加入状況と本書に記載する加入状況が異なる場合は、加入の事実を証明する書類(「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書」、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」等)を添付して本書を提出してください。

適用除外となる社会保険がある場合は、本書を提出してください。

社会保険に関する誓約書

1 当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。

(該当する保険をマークしてください。)

雇用保険

健康保険

厚生年金保険

2 (1) 当社は、本書の提出日において、次の保険が、法令で適用除外とされています。

(該当する保険をマークしてください。)

雇用保険

健康保険

厚生年金保険

(2) 法令で適用除外である理由は、次のとおりです。

(該当するものにマークし、必要事項を記載してください。)

従業員規模等による(従業員 人)

国民健康保険組合への加入による

その他()

3 当社は、当社が受注者となったときは、加入義務があるにもかかわらず雇用保険、健康保険及び厚生年金保険法に未加入の事業者(以下「未加入者」という。)を、下請負人(第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。)としないよう努めます。

なお、下請負人において未加入者があったときは、その旨を貴センターに報告するとともに、当該下請負人が未加入である旨を貴センターが保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底します。

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

公益財団法人大阪府文化財センター 理事長 様

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

本書において、雇用保険とは雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険をいいます。

自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については[日本年金機構\(年金事務所\)](#)に、雇用保険については[厚生労働省\(公共職業安定所\)](#)に、お問合せください。